県営名古屋空港周辺で建物設置、クレーン作業等を行う皆様へ

航空機の安全な離着陸・飛行のため、空港周辺の一定の空間を、障害となる物件がない状態にしておかなくてはなりません。

この空港周辺に確保されるべき空間の底面を制限表面といい、この制限表面を越える高さの建物等を設置することは、原則として航空法で禁止されています。

建物本体だけでなく、避雷針、テレビアンテナ等の物件や 工事中のクレーン、足場等の仮設物、植物の植栽等も該当します。

県営名古屋空港の制限表面の影響を受ける市町

- 西春日井郡豊山町(全域)
- 小牧市
- 春日井市
- 北名古屋市
- 名古屋市(北区・西区のみ)

空港周辺のおおむね4km~5km が制限の範囲となります。

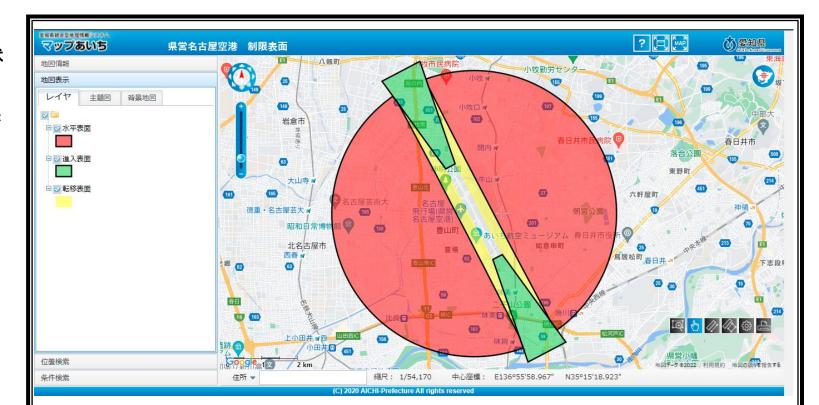
制限高は場所により異なりますので、空港周辺で建物設置、クレーン作業等を予定されている方は、お早めに確認をお願いします。

もし、違反して建物等を設置すると、罰せられるだけでなく、**自費で除去を行う** ことが航空法で定められています。

航空法第49条(物件の制限等)

第1項…空港について第40条(第43条第2項において準用する場合を含む。)の告示があつた後においては、その告示で示された進入表面、転移表面又は水平表面(これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。)の上に出る高さの建造物(その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。)、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。但し、仮設物その他の国土交通省令で定める物件(進入表面又は転移表面に係るものを除く。)で空港の設置者の承認を受けて設置し又は留置するもの及び供用開始の予定期日前に除去される物件については、この限りでない。

第2項…空港の設置者は、前項の規定に違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件(成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至った植物を含む。)の所有者その他の権原を有する者に対し、当該物件を除去すべきことを求めることができる。



制限表面の範囲はマップあいちで

パソコン・スマートフォンからいつでも確認できます!

URL: https://profile.maps.pref.aichi.jp/lib/map.php?mid=20952&cid=1

- ・緑色や黄色で表示されている範囲の制限高については「<u>県営名古屋空港-空港周辺で建物等を設置される方へ</u>」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kouku/0000005875.html)の WEB ページを御覧の上、愛知県電子申請・届出システム等により照会してください。
- ・制限高にギリギリまで(6m以内まで)近接する作業をする場合は安全確認のため、あらかじめ届出をいただいています。詳しくは上記 WEB ページを御覧ください。
- ・その他、不明な点がありましたら下記の窓口までお問い合わせください。

《お問い合わせ窓口》

西春日井郡豊山町大字豊場 名古屋空港内

愛知県 都市・交通局 航空空港課 名古屋空港事務所

電 話: 0568-29-1603、0568-29-1604

FAX: 0568-29-1801

メール: kouku@pref.aichi.lg.jp